

別添

平成 29 年 6 月 28 日

一般社団法人住宅生産団体連合会 会長 殿

経済産業省資源エネルギー庁
石油流通課 液化石油ガス産業担当企画官

日頃より、資源エネルギー行政に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、経済産業省資源エネルギー庁では、電力・都市ガスの小売事業が全面自由化された中で、LPガスが今後とも消費者に信頼され、安心して使用してもらえるよう、料金の透明化及び取引の適正化に向けた取組を推進しています。

平成 28 年 2 月に経済産業省の審議会である総合資源エネルギー調査会の下に設置された「液化石油ガス流通ワーキンググループ」（以下「LPガスWG」という。）において、消費者団体から強く問題点が指摘されている賃貸型集合住宅における LPガス料金の問題、具体的には、LPガス販売事業者が給湯設備や空調設備など、賃貸型集合住宅に付随する設備等を自己の費用で設置し、その設置費用を当該賃貸型集合住宅の入居者（LPガスの消費者）に説明せずに、LPガス料金とともに徴収していることが議論されました。

この結果、同年 5 月にとりまとめられた LPガスWG の報告書では、賃貸型集合住宅の入居者に対する適切な情報提供を行う必要があることが示されたところです。

このため、当庁では、本年 6 月 1 日から「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈の基準について」に基づき、賃貸型集合住宅において、LPガス販売事業者が給湯設備や空調設備など、賃貸型集合住宅に付随する設備等を自己の費用で設置し、その設置費用を当該賃貸型集合住宅の入居者から LPガス料金とともに徴収している場合には、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第 14 条に基づき入居者に交付する法定書面の中に、その旨を明確に記載することを LPガス販売事業者に義務付けることとしました。

資源エネルギー庁としては、賃貸型集合住宅に入居する消費者に LPガス料金に係る適切な情報提供が行われるよう、LPガス販売事業者に対し上記規制の徹底を図っていくこととしていますが、LPガス販売事業者が上記規制を遵守するに際しては、賃貸型集合住宅の所有者及び所有者から管理を委託された不動産関係事業者の御理解と御協力が必要であると考えています。

つきましては、貴連合会におかれましては、貴連合会に加盟する団体及びその会員事業者等に対し、上記に記載した今般の規制の趣旨及び内容を周知していただけるよう、御協力をお願ひいたします。